

渡嘉敷村プレミアム付商品券 取扱店募集について

低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施する予定のプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱店を募集します。

① 商品券取扱店の参加資格

渡嘉敷村内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業主で、下記に該当しない者

- ◆ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- ◆ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類する者
- ◆ 法令又は公序良俗に反する者
- ◆ その他、本事業の目的に照らして、不相当と村長が判断する者

② 登録方法

本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業所は、村指定の申請書に必要事項を記入し、振込先確認ができる通帳のコピー（金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が判別できるものであること）を持参の上、渡嘉敷村役場 総務課窓口へ提出してください。

※村による審査の結果、取扱店として承認された事業所には取扱店登録証とポスターなどを配布します。

③ 登録期間

令和元年9月20日(金) 17:00まで（第1回締切）

④ 商品券利用上の注意

(1) 商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、釣り銭は支払わない。

(2) 商品券は商品券取扱店の商品、サービスを対象とする。但し、次のものは対象外とする。

- ◆ 不動産や金融商品
- ◆ たばこ
- ◆ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ◆ 国税、地方税や使用料などの公租公課

⑤ 商品券の概要

- ◆ 商品券は、対象者に額面500円券10枚綴の5,000円分を4,000円で販売する。
- ◆ 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、2019年10月1日（火）から2020年2月29日（土）に限り商品券記載額に相当する物品の販売又は役務の提供（使用対象外物品等を除く）を行う。
- ◆ 釣り銭額は出さないものとする。
- ◆ いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券は使用できない。

⑥ 商品券換金について

換金請求書に必要事項を記入の上、使用済み商品券の裏面「取扱店欄」へ押印または署名し、渡嘉敷村役場 総務課までご提出下さい。

- ◆ 受付期間： 令和元年10月2日（水）～令和2年3月16日（月）
- ◆ 窓 口： 渡嘉敷村役場 総務課窓口
- ◆ 支払方法： 原則月1回以内の申請とし、その月の15日（15日が閉庁日に当たる場合はその翌日）までに受付したものを、同月末日までにご指定の金融機関へ振り込みます。
- ◆ ※令和2年3月16日を過ぎての請求は無効となりますのでご注意ください。

⑦ 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ◆ 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- ◆ 村が配布する商品券取扱店ポスター等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- ◆ 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- ◆ 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに村へ連絡すること。その際の責については村にて協議する。
- ◆ 換金目的の商品券の使用は行わないこと。
- ◆ 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- ◆ 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- ◆ 商品券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- ◆ 商品券取扱店同士の不正行為をしてはならない。
- ◆ 村は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断した場合は、取扱店資格を取り消すものとする。

取扱店募集についてのお問い合わせは

渡嘉敷村役場 TEL 098-987-2321
総務課 税政係 FAX 098-987-2560